

輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書

令和 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

〇〇税関長

印

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく令和 年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理 No. - ）について、下記のとおり受理するので、同条第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合は、当該申立書に記載された「当初申立書整理 No.」により管理されます。

記

1. 輸出差止申立てが効力を有する期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2. 注意事項

- 輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに輸出差止申立ての内容変更を行ってください。
- 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第 123 条、実用新案権法第 37 条、意匠法第 48 条、商標法第 46 条）、訂正審判（特許法第 126 条）若しくは不使用取消審判等（商標法第 50 条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡してください。
- 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記（2）の審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、輸出差止申立ての取下げを行ってください。

(規格 A4)